

作成日:2010年4月1日

改訂日:2014年6月12日

安全データシート

【1. 化学品及び会社情報】

化学品の名称(製品名)	ユニボンド白
会社名	二瀬窯業株式会社
住所	〒820-0044 福岡県飯塚市横田 669
担当部署	技術部技術課
電話番号	0948-22-0447

【2. 危険有害性の要約】

GHS 分類

物理化学的危険性	可燃性固体	区分外
	自然発火性固体	区分外
	自己発熱性化学品	区分外
	水反応可燃性化学品	区分外
	酸化性固体	区分外
健康に対する有害性	皮膚腐食性及び皮膚刺激性	区分2
	眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性	区分1
	皮膚感受性	区分1
	特定標的臓器毒性(単回ばく露)	区分2(呼吸器系)
	特定標的臓器毒性(反復ばく露)	区分2(呼吸器系、肺)
環境有害性	吸引性呼吸器有害性	区分外
	水生環境有害性(急性)	区分3
	水生環境有害性(長期間)	区分3

(注) 上記以外の物理化学的危険性、健康に対する有害性、環境に対する有害性に関する項目は分類対象外か分類できないである。

GHS ラベル要素

絵表示



注意喚起語

危険

危険有害性情報

皮膚刺激

アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ

重篤な眼の損傷

呼吸器系の障害のおそれ

長年にわたる、または反復ばく露における呼吸器系、肺の障害のおそれ

水生生物に有害

長期継続的影響によって水生生物に有害

注意書き

安全対策

取扱い後はよく手を洗うこと。(P264)

この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。(P270)

汚染された作業衣は作業場から出さないこと。(P272)

環境への放出を避けること。(P273)

保護手袋を着用すること。(P280)

保護眼鏡、保護面を着用すること。(P280)

<p>応急措置</p> <p>保管</p> <p>廃棄</p>	<p>皮膚に付着した場合、多量の水と石鹼で洗うこと。(P302+P352)</p> <p>眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。(P305+P351+P338)</p> <p>ばく露した時、又は気分が悪い時は、医師に連絡すること。(P309+P311)</p> <p>眼に入った場合、直ちに医師に連絡すること。(P310)</p> <p>気分が悪い時は、医師の手当て、診断を受けること。(P314)</p> <p>特別な処置が必要である。(P321)</p> <p>皮膚刺激が生じた場合、医師の診断、手当てを受けること。(P332+P313)</p> <p>皮膚刺激又は発疹が生じた場合は、医師の診断、手当てを受けること。(P333+P313)</p> <p>汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯すること。(P362+P364)</p> <p>施設して保管すること。(P405)</p> <p>内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。(P501)</p>
---------------------------------	---

【3. 組成及び成分情報】

化学物質・混合物の区別	混合物
化学名または一般名	エポキシ変性シリコーン樹脂系接着剤（一液型）

化学名又は一般名	濃度又は濃度範囲	化学式	官報公示整理番号		CAS 番号
			化審法	安衛法	
酸化カルシウム	1～5%	CaO	(1)-189	—	1305-78-8
酸化チタン (IV)	1～5%	TiO ₂	(1)-558	—	13463-67-7
有機スズ化合物	1%未満	—	2-2180	—	1333-86-4
4,4'-イソプロピリデンジフェノールと1-クロロ-2,3-エポキシプロパン重縮合物	非公開	—	(7)-1283	—	25068-38-6
ケチミン(硬化剤としての名称)	非公開	—	—	—	—

分類に寄与する不純物及び安定化添加物 : 情報なし

労働安全衛生法 名称等を通知すべき危険物及び有害物 (法第 27 条の 2、施行令第 18 条の 2 別表 9)

- : すず及びその化合物 政令番号 322
- : 酸化カルシウム 政令番号 190
- : 酸化チタン(IV) 政令番号 191

【4. 応急措置】

<p>吸入した場合</p> <p>皮膚に付着した場合</p> <p>眼に入った場合</p> <p>飲み込んだ場合</p> <p>応急措置をする者の保護</p>	<p>空気の新鮮な場所に移し、呼吸し易い姿勢で休息させること。</p> <p>気分が悪い時は、医師に連絡すること。</p> <p>直ちに汚染された衣類をすべて脱ぐこと、または取り去ること。</p> <p>多量の水と石鹼で洗うこと。</p> <p>直ちに医師に連絡すること。</p> <p>水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。</p> <p>直ちに医師に連絡すること。</p> <p>口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。</p> <p>直ちに医師に連絡すること。</p> <p>救助者は必要に応じて適切な保護具を着用する。</p>
---	--

【5. 火災時の措置】

消化剤	粉末消火剤、二酸化炭素、水噴霧、砂、一般の泡消火剤。
特有の危険有害性	可燃性物質: 燃えるが、容易に発火しない。
特有の消火方法	ガスの滞留しない場所で風上より消化し、漏洩防止処置を施す。

消化を行なう者の保護

消火作業の際は、空気呼吸器を含め防護服(耐熱性)を着用する。

【6. 漏出時の措置】

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置

関係者以外は近づけない。
漏洩箇所を換気する。
漏洩物に触れたり、その中を歩いたりしない。
作業者は適切な保護具(【8.ばく露防止および保護措置】の項を参照)を着用し、眼、皮膚への接触や吸入を避ける。

環境に対する注意事項

環境中に放出してはならない。
河川等に排出され、環境へ影響を起ささないように注意する。
希釈水は汚染を引き起こす可能性がある。

封じ込め及び浄化の方法及び機材

危険でなければ漏れを止める。
少量の場合、乾燥土、砂や不燃材料で吸収し、あるいは覆って密閉できる空容器に回収する。
大量の場合、盛土で囲って流出を防止し、安全場所に導いて回収する。

二次災害の防止策

排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流出を防ぐ。
床面に残るとすべる危険性があるため、こまめに処理する。

【7. 取扱いおよび保管上の注意】

取扱い

技術的対策(局所排気・全体換気等)

【8.ばく露防止及び保護措置】に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。
【8.ばく露防止及び保護措置】に記載の局所排気、全体換気を行う。

安全取扱注意事項

換気の良い場所で取り扱うこと。
眼、皮膚又は衣類に漬けないこと。
取扱い後はよく手を洗うがいをする。
火気注意。

接触回避

【10.安全性及び反応性】を参照。

衛生対策

取扱い後はよく手を洗うこと。

保管

安全な保管条件

特別に技術的対策は必要としない。
【10.安全性及び反応性】を参照。
保管温度:5~35°C
日光から遮断すること。
容器を密閉して保管すること。
湿気厳禁。

安全な容器包装材料

包装、容器の規制はないが密閉式の破損しないものに入れる。

【8. ばく露防止及び保護措置】

設備対策

機器又は局所排気装置を使用し、換気しながら使用する。
取扱場所の近くに、目の洗浄及び身体洗浄のための設備を設置する。

	管理濃度	許容濃度(産衛学会)	許容濃度(ACGIH)
酸化カルシウム	未設定	—	TWA 2 mg/m ³ , STEL-
4,4'-イソプロピリデンジフェノール と 1-クロロ-2,3-エポキシプロパン 重縮合物	未設定	—	—
酸化チタン (IV)	未設定	【粉塵許容濃度】 (第2種粉塵)吸入性粉塵 1 mg/m ³ , 4 総粉塵mg/m ³	TWA 10 mg/m ³ , STEL-
ケチミン(硬化剤としての名称)	未設定	—	—
有機スズ化合物	未設定	—	—

保護具

呼吸用保護具	換気が不十分な場合には、適当な呼吸用保護具を着用する。
手の保護具	保護手袋を着用すること。
眼の保護具	眼の保護具を着用すること。
皮膚及び身体の保護具	長袖作業衣、必要に応じて保護服及び保護長靴を着用する。

【9. 物理的及び化学的性質】

外観（物理的状态）

形状	固体（パテ状）
色	白色
臭い	微臭
pH	データなし
沸点、初留点と沸騰範囲	情報なし
引火点	63°C（セタ密閉式）
燃烧又は爆発範囲の上限・下限	データなし
比重(相対密度)	1.45±0.10 g/cm ³
溶解度	僅かに水に可溶
n-オクタノール/水分分配係数	データなし
自然発火温度	情報なし
粘度(粘性率)	500～1000 Pa・s
分解温度	データなし

【10. 安定性及び反応性】

反応性	反応性なし。
安定性	通常の条件下では安定。
危険有害反応可能性	反応性なし。
避けるべき条件	データなし
混触危険物質	酸化性物質、その他一般的な混触禁止物質との混触を避ける。
危険有害な分解生成物	燃烧などにより CO 等の有害ガスを発生する恐れがある。

【11. 有害性情報】

急性毒性

経口	分類結果は急性毒性(経口)－区分外となるが、分類できない成分が 90%以上含まれるため急性毒性(経口)－分類できないとした。
経皮	分類結果は急性毒性(経皮)－区分外となるが、分類できない成分が 95%以上含まれるため急性毒性(経皮)－分類できないとした
吸入	データなし
皮膚腐食性及び皮膚刺激性	混合物の成分の皮膚腐食性及び皮膚刺激性－区分 1+1A+1B+1C の濃度合計が 1%以上 5%未満のため皮膚腐食性及び皮膚刺激性－区分 2 とした。
眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性	混合物の成分の眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性－区分 1+1A+1B+1C の濃度合計が 3%以上のため眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性－区分 1 とした。
呼吸器感作性又は皮膚感作性	データなしのため呼吸器感作性－分類できないとした。 混合物の成分の皮膚感作性－区分 1 の濃度がカットオフ値以上のため皮膚感作性－区分 1 とした。
生殖細胞変異原性	分類結果は生殖細胞変異原性－区分外となるが、分類できない成分が約 90%含まれるため生殖細胞変異原性－分類できないとした。
発がん性	分類結果は発がん性－区分外となるが、分類できない成分が約 95%含まれるため発がん性－分類できないとした。
生殖毒性	分類結果は生殖毒性－区分外となるが、分類できない成分が約 99%以上含まれるため生殖毒性－分類できないとした。
特定標的臓器毒性(単回ばく露)	混合物の成分の特定標的臓器毒性(単回ばく露)－区分 1(呼吸器系)の濃度が 1%以上 10%未満

特定標的臓器毒性(反復ばく露)	のため特定標的臓器毒性(単回ばく露)－区分2(呼吸器系)とした。 混合物の成分の特定標的臓器毒性(反復ばく露)－区分1(呼吸器系)の濃度が1%以上10%未満のため特定標的臓器毒性(反復ばく露)－区分2(呼吸器系)とした。 混合物の成分の特定標的臓器毒性(反復ばく露)－区分1(吸入:肺)の濃度が1%以上10%未満のため特定標的臓器毒性(反復ばく露)－区分2(吸入:灰)とした
吸引性呼吸器有害性	40℃動粘性率が20.5mm ² ・sより大きいため吸引性呼吸器有害性－区分外とした。

【12. 環境影響情報】

水性環境有害性(急性)	混合物の成分の(毒性乗率 X100X 水生環境有害性(急性)－区分1)+(10X 水生環境有害性(急性)－区分2)+水生環境有害性(急性)－区分3の濃度合計が25%を超えるため水生環境有害性(急性)－区分3とした。
水生環境有害性(長期間)	混合物の成分の(毒性乗率 X100X 水生環境有害性(長期間)－区分1)+(10X 水生環境有害性(長期間)－区分2)+水生環境有害性(長期間)－区分3の濃度合計が25%を超えるため水生環境有害性(長期間)－区分3とした。
生態毒性	情報なし
オゾン層への有害性	データなし

【13. 廃棄上の注意】

残余廃棄物	廃棄においては、関連法規並びに地方自治体の基準に従うこと。 都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。 特別管理産業廃棄物のため、廃棄においては特に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の特別管理産業廃棄物処理基準に従うこと。 乾燥物は廃プラスチック類に分類される(安定型産業廃棄物)建設現場での硬化した廃棄物の処理は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の建設廃材の処分基準に従うこと。
汚染容器および包装	空容器類を廃棄するときは、内容物を完全に除去した後に産業廃棄物として処理または回収にまわす。 外箱、紙管など紙製容器・包装:回収または紙くずとして処理(単体で管理型産業廃棄物、付着成分がある場合も管理型産業廃棄物)。 金属缶、金属ドラム、金属チューブ類:金属くずとして処理(単独で安定型産業廃棄物、付着成分がある場合はその安定型・管理型分類に従う)。 ガラス容器:ガラスくずとして処理(単独で安定型産業廃棄物、付着成分がある場合はその安定型・管理型分類に従う)。 プラスチック製のボトル、チューブ、袋など:廃プラスチック類として処理(単独で安定型産業廃棄物、付着成分がある場合はその安定型・管理型分類に従う)。

【14. 輸送上の注意】

国際規制	
海上規制情報	該当しない
UN No.	該当しない
Marine Pollutant	Not applicable
Transport in bulk according to MARPOL 73/78,Annex II, and the IBC code	Not applicable
航空規制情報	該当しない
UN No.	該当しない
国内規制	
陸上規制	消防法、労働安全衛生法、毒物劇物取締法に該当する場合は、それぞれの該当法規に定められている運送方法に従うこと。
海上規制情報	該当しない
国連番号	該当しない
海洋汚染物質	非該当

MARPOL 73/78 附属書 I I 及び IBC コード	非該当
よるばら積み輸送される液体物質	
航空規制情報	該当しない
国連番号	該当しない

【15. 適用法令】

労働安全衛生法	変異原 1 生が認められた既存化学物質(法第 57 条の 5、労働基準局長通達) 作業環境評価基準(法第 65 条の 2 第 1 項) 危険物・引火性の物(施行令別表第 1 第 4 号) 名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第 57 条の 2、施行令第 18 条の 2 別表第 9)
消防法	指定可燃物 可燃性固体類
外国為替及び外国貿易法	輸出貿易管理令別表第 1 の 16 の項(2)
労働基準法	感作性を有するもの(法第 75 条第 2 項、施行規則第 35 条別表第 1 の 2 第 4 号、平 8 労基局長通達、基発第 182 号)
通達基発 477 号	エポキシ樹脂の硬化剤による健康障害の防止について(ケチミン)

【16. その他の情報】

参考

- ・ 独立行政法人 製品評価技術基盤機構 化学物質総合検索システム
- ・ 厚生労働省 職場のあんぜんサイト GHS モデルラベル SDS 情報
- ・ JIS Z 7253-2012 GHS に基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法-ラベル,作業場内の表示及び安全データシート(SDS)
- ・ JIS Z 7252-2009 GHS に基づく化学物質等の分類方法
- ・ 経済産業省事業者向け GHS 分類ガイダンス(平成 21 年 3 月)
- ・ 社団法人日本化学工業協会 GHS 対応ガイドライン (平成 20 年 10 月)

本 安全データシートは、現時点で入手できる資料、データに基づいて作成しておりますが、新しい知見により改訂されることがあります。安全データシート中の注意事項は通常の取扱いを対象にしたものです。危険・有害性の評価は必ずしも十分ではないので、取扱いには十分注意してください。製品使用者が特殊な取扱いをされる場合は用途、使用方法に適した安全対策を実施の上、製品を使用して下さい。安全データシート記載事項については十分注意を払っていますが、その内容を保証するものではなく、本データシートに記されていない弊社が知見を有さない危険性がある可能性があります。